



2013.5.10 No.7

発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808

札幌市北区北8条西6丁目2-23-806

TEL 011-594-8454

FAX 011-594-8455

URL <http://tomari816.com>

E-mail info@tomari816.com

郵便振替口座 02790-1-100850

第5回 法廷だより

4月15日、第5回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

今回は原告側から、当会の共同代表・清水晶子さんと佐藤英行さんの意見陳述があり、また準備書面(6)(7)(8)とこれら書面に関する書証を提出しました。

今回は100名を超える
傍聴希望者が殺到！

4月15日午後2時から、札幌地裁805号法廷で、第5回口頭弁論期日が開かれまし



た。この裁判の期日は、毎回、傍聴席の数を上回る傍聴希望者がいるため、抽選が行われるのですが、今回は100名を越す傍聴希望者が！半数近くの方が傍聴できなかったのですが、傍聴希望者が多いということは、充実した裁判実現のためにもとても大切なことなのです。次回以降も、皆さまでび傍聴に来てもらえればと思います。

期日では、原告側から、準備書面(6)(7)(8)とこれら書面に関連する書証が提出されました(ちなみに、準備書面(6)というののは、この裁判で提出された6番目の準備書面ということになります)。被告側からは、特に何も提出されませんでした。

原子炉内の損傷防止策や事故防止対策などが不十分と指摘

原告側の準備書面(6)では、泊原発の構造上の危険に関連した主張と、改めての被告に対する求釈明を行っていました。原子炉内は、脆性破壊、応力腐食割れなどを原因とする損傷が不可避であり、そうした損傷の防止策、対処策は不十分であることを指摘しています。また、準備書面(7)では、被告が主張する泊原発の事故防止対策が、津波対策に終始しており地震そのものの対策はほとんど見られないこと、実際取られた対策や今後予定されている対策も非常に不十分であることについて述べています。

準備書面(8)については、パワーポイントを使つてのプレゼンテーションが行われました。まず断層や活断層といったものがどのようなものかわかりやすい説明がなされ、その上で、泊原発の近くに存在するはずの海底断層について、被告の北電の調査結果では全く触れられていないことが述べられました。

また、今回の期日では、原告団の清水晶子さんと佐藤英

行さんが意見陳述を行いました。

生存への不安は
人間の尊厳を傷つける

当会の共同代表でもある清水さんは、泊原発を廃炉にしなければならぬ理由として、原発から出る高レベル廃棄物の処理技術は確立されていないこと、地震多発国である日本での原発の危険度は非常に高いこと、生存への不安は人間の尊厳を傷つけることなどを熱く語りました。

原発建設以降
「地元力」が殺がれた

泊近隣の岩内町住民の佐藤さんは、被告北電が地元漁師の反対運動を切り崩し泊原発が建設されたこと、それ以降岩内の漁獲高は激減し、「地元力」が殺がれたこと、泊村でのがん死亡率が非常に高いとされていることなどをリアルに語りました。(お二人の陳述の詳細は別頁で)

次回期日は、7月29日午後2時からです。北海道の美しい夏真っ盛りの時期、ぜひお知り合いも誘って参加しましょう！

(文責・林 千賀子)

次回口頭弁論

2013年7月29日(月) 14:00

場所/札幌地方裁判所

第5回 口頭弁論意見陳述

私が泊原発の廃炉を求める理由

(共同代表／原告・清水晶子)

理由1 原発を推進してきた欺きの宣伝はもう通用しません

国や北海道電力は、「安全」「クリーン」「安い」「核の平和利用」「日本は資源小国」という欺きの宣伝によって運転を開始し、進めてきました。また、原発の必要性を、テレビで、新聞で、小学校の掲示板のポスターで、繰り返し宣伝してきました。

しかし、2011年、福島



1986年、ウクライナのチェ

ルノブイリ原発事故によって、国や電力会社の原発宣伝の根拠は失われていたのです。ウクライナばかりでなくベラルーシなど、周辺の広大な地域を放射能で汚染し、今もなお人の住めない地域が存在します。やむなく住む人たちは健康上の問題が起きています。27年経った今もそれは続き、災禍は3世代目の子どもたちにまで及んでいます。

2010年の夏、私はベラルーシの子どもの保養里親(体内の放射能値を下げるため)をしました。その翌年福島の事故がおきました。今網走にも福島の親子が避難して来ています。放射能汚染が身近な問題になってしまいました。

原発事故は交通事故や航空機事故と違い放射能汚染は「場所と時間」がとてつもの

く「広く長い」のです。想定外という言い訳は許されないので。原発事故が起きたときの避難訓練は欺瞞です。事故がおきてしまえば、その地域はおしまいです。人は大地と水が汚れてしまつては生きてゆけないのです。北海道は日本の穀倉地帯でもあります。

理由2 原発から出る高レベル廃棄物の処理技術は確立されていません

原発を稼働すれば危険な核廃棄物が出ます。高レベル核廃棄物は10万年の長期にわたつての管理が必要といわれています。それは人類にとつてほとんど不可能といつていい時間です。し、地殻変動の激しい日本には、そんな場所はありません。原発を稼働すれば核廃棄物は増え続けます。いづれ現在の保管場所は満杯になるでしょう。稼働すれば必ず出る核廃棄物の処理方法のない原発は不完全で危険な技術です。

理由3 地震多発国、日本で原発は危険です

日本は世界でも有数な地震

多発国です。世界の地震の分布マップを見ると日本列島には震源を示す黒い点が集中しています。日本列島いたるところで地震は起きるということです。原発には無数の配管と配線があります。原子炉の多重防護はこのたびの福島の事故では役に立ちませんでした。地震による配管や配線の損傷は直ちに事故につながるでしょう。地震多発国日本での原発の危険度は、非常に高いと思います。また3・11でわかつたように、大地震は津波を伴います。原発はみな海岸にあります。その点でも怖いことです。避難訓練をすれば、免震棟をつくれば、ベントをつくれれば、堤防を高くすればすむという問題ではありません。事故が起きたら、と

理由4 原発は命よりも経済優先という価値観の上になりたっています

原発は、人間が生きるためにどうしても必要だから、ではなく、お金が儲かるからと

いう理由で推進されてきました。私は命を犠牲にしてまで、取り返しのつかない犠牲をばらつてまで、原発のエネルギーに頼りたくありません。原発に頼らない豊かな暮らしの実現に向かうべきです。経済優先の価値観のさきには文明の滅亡があるだけです。

理由5 生存への不安は人間の尊厳を傷つけます

原発事故の不安をかかえての日々の暮らしは、人間の尊厳を傷つけます。ノイローゼ、少子化、自殺などの原因にもなります。原発の存在は本来健康であるべき人間の精神をむしろ傷めます。子ども達の将来にも明るい希望が持てません。私は、毎日をはればれと暮らしたいのです。私たちに

はどのように暮らす権利があります。それは、生存権、人格権をうたつた日本の憲法で保障されています。以上が、私が泊原発の廃炉を求める理由です。裁判長、そして裁判官のみなさま、どうか、泊原発の1日も早い廃炉を命じてください。

変わっていく古里を見つづけた30年

(原告・佐藤英行)

原発建設とともに衰退した地場産業の漁業

「共和・泊」原子力発電所として北海道電力が原発建設を発表して以来、泊原発建設「絶対反対」決議を続けてきた岩内郡漁業協同組合に対し、北海道電力の攻撃が強まり、賛成派の要請で、漁協の最高決議機関である総代会が1981年8月15日開催された。この日の臨時総代会は乱闘になり流会、再度9月28日に開催された臨時総代会で泊原発建設「絶対反対」の看板を下ろし「条件付き賛成」と路線を変更した。12月に第1次公開ヒアリング、翌1982年3月には電源開発調整審議会において承認され、補償金・産業振興資金も妥結して行った。

1982年の岩内町はまだ基幹産業が漁業と対外的に言える状況だった。しかし原発建設、そして初臨界、試運転、営業運転と経過するにつれて衰退していった。2010年の漁獲量は1982年のわずか16%、漁獲高は15%、漁船数は25%、正組合員数も14%にまでに減少した。

スケソウダラは鰯(すけそ)と書き、海底の深いところにいる魚ということで魚へんに底をあてたとされている。3℃5℃の冷たい水温が産卵適温である。泊原発1号機の初臨界が1988年、2号機が1990年、そして3号機が2010年であり、その間、取水より7℃高い温度の海水を、1号機、2号機それぞれ40t/秒、3号機66t/秒垂れ流していった。その総量は琵琶湖の水量275億トンの1・7倍にも達し、1、2、3号機の営業運転の翌年に、いずれも大きな漁獲量の減少が見られる。ほかの現象の影響もあるかもしれないが、温排水が魚類の回遊や移動に影響を及ぼす可能性は否定できない。資源量の減少もあって、スケソウダラの漁獲量は激減して行った。漁協の組合員も漁業を廃業し、また漁業関連で働いていたひとたちも、原発関連下請け企業にいくようになっていった。

原発産業が地元の人間を取り込んでいった

一方、岩内町の海岸の南隣に位置する、寿都町、島牧村は漁業を基幹産業と位置付け、栽培漁業を推進するなど、地場産業の育成に努めており、漁獲量は2010年/1982年で寿都町は2・3倍、島牧村は1・5倍に達している。原発産業が自然環境を破壊し、地場産業の漁業および関連産業を衰退させ、そして地元の人間を原発に取り込み、ものを言えなくさせていった構造がよくわかる。地元の資源を確認し、それを生かしていき、産業として生業させていく力、いわゆる「地元力」を原発は殺いでいったのである。

参考「泊発電所における地元活用について―北海道電力資料より―」
放射線治療の専門家で3月まで北海道がんセンター院長であった西尾正道氏は、北海道の標準化死亡比のデータで泊原発がある泊村のがん死亡率が高いことを指摘している。北海道知事が主務官庁となっている北海道健康づくり財団が報告した道内のがん死亡率SMR(標準化死亡比)は、泊村のがん死亡率は断トツに高く、2番目が隣町の岩内町となっている。泊村は10万人当たり2450人であり中間値の1120人の2倍以上のがん死亡者数となっている。泊原発の現地と言われる地域でがんでの死亡率が異常に高いのである。異常ともいえる泊村のがん死亡率の高さが泊原発によるものであることの因果関係を証明することは大変難しいが、事故が起こらなくても原発から恒常的に放射性物質は排出されており、また原発で働く労働者も被曝は免れないのである。定期点検時ともなると被曝する割合は高くなる。

原発は雇用・健康・未来を脅かしている

福島第一原発事故による放射能の影響がこれから子どもたちを中心に現れることが危惧される。子どもたちの未来を脅かしている。これまで地元は、危険な原発を目の前にして生活している不安と、廃炉による雇用の場の喪失による生活の不安の2つをかかえてきた。この不安の元凶は原発である。

「原発産業は地元経済に雇用の場を拡大してきた、スケソウダラの漁獲量の減少は地球温暖化の影響で温排水を原因とする確証はない、泊村と岩内町のがん死亡率が高いのは同じ現地の共和町、神恵内村は高くないので原発が原因とはいえない」北海道電力はこのように主張するかもしれない。しかし、「確かな証拠がない」ことを「影響がない」ことにすり替えてきた歴史がフクシマ事故を引き起こしたのである。

ひとたび事故が起きれば、そこに存在している全ての生命、環境を破壊して行くこのことをフクシマは改めて私たちに突きつけてきた。使用済核燃料、放射性廃棄物の処理方法もないなか、これ以上、未来に負の遺産を背負わせてはならない。原発によって、自然を対象とした生命の生業、農業・漁業を放射能で汚染させてはならない。私たちに、未来を保障する責任がある。すべての原発を廃炉にすべきである。

昨年5月から3号機が定期点検に入りすべての泊原発が運転を停止した。そして、温排水が排出されていない現在、今年のスケソウダラ漁は昨年同期と比較して1・5倍の水揚げ量となっているのである。

第5回口頭弁論報告会

4月15日、大通公園西11丁目に原告や賛同人など85人が集まり皆さんで裁判所に入りました。裁判所は今年3月から入廷にあたって手荷物検査、身体検査を実施し、厳重な検査を受けました。午後1時30分、傍聴希望者114人のうち傍聴席57人の抽選が行われました。

午後2時からの集会には、傍聴券に外れた人など43人が参加しました。廃炉の会への思いや自然保護、平和問題などそれぞれの取り組みの多彩な発言が26人からあり、交流を深めました。

午後3時からの報告会には101人が参加し、会場を埋め尽くしました。清水晶子さんと佐藤英行さんが法廷で意見陳述した概要を報告しました。(2～3面を参照)

集会・報告会に対するアンケートには「様々な活動や問題意識に関わる方がいらして、勉強になります。原発を止めさせるには、デモや集会で声を上げ、市民同士の情報交換も学びであり、励まし合うことも大切ですが、実際に『止める』『動かさせない』為の、法的に効力ある手続きをしなければならない時期に来ていると思います。『訴訟』以外のそうした手続きは『株主』としての電力会社への『働きかけ』又『選挙』や『行政への具体的働きかけ』だと思います。こうした集会で、そのような他の種類の手続きへのお誘いの場が継続的に設けられてありがたいです」「自然保護やその他、色々な活動をされている方が集まっていると思いました。初めて参加させていただきましたが、よい時間をもてました」「裁判でよくわからなかったことが、少しわかりました。全道で原発をとめるために活動や工夫をなさっていることを知ることができて、よかったと思います」「初めて口頭弁論に参加ですが、こんなにも熱心な丁寧な集まりが行われているのに、安堵しました。携わっておられる皆さんに敬意を表します」「被告の今後の反論を予想されていたようで、そうした対応が考えられていて、心強かったです」など、多数の意見が寄せられました。

(事務局・富田素實江)

今後の訴訟の展望について

弁護団団長 市川 守 弘



現在、全国で起されている原発の廃炉を求める訴訟は、国民の目から見ると「沈滞ムード」と取られかねないほど、大きな動きはない。札幌で傍聴される方も、被告北電は「何も言わない」「何も(証拠を)出さない」で、肩透かしと感じている方も多いと思う。これには理由があって、どうも全国の裁判所が、原子力規制委員会の新しい審査基準を待っているふしがあるからだ。

札幌でも、裁判所は、進行協議において「もし新しい基準に泊原発が合致しなければ運転も出来なければ廃炉の可能性だってありますよね。古い基準で争っても結局は新しい基準をクリアできるかどうか、が問題になるのではないですか。」と発言している。

女川や東通では、新しい基準に照らして原発の違法性を主張しようと、提訴時期を睨んでいるようだ。

このような、全国の裁判所の流れから、札幌の裁判も目に見える動きがないだけである。

しかし、そろそろ、規制委員会の考えや新しい基準が見え始めている。全国の弁護団で、新基準を検討する動きをはじめている。もちろん、新基準を待つということは、新基準を「誤りのないもの」とするものではない。今後、札幌でも弁護団は、第1に新基準の問題点を明らかにし、第2に、新基準によっても泊は違法であり、廃炉にするほかない、という主張を樹立する予定であり、そのために奮闘している。

時期的には「秋の陣」と位置づけ、今年の夏は集中的に新基準の分析に入る予定である。皆さん、秋の陣に乞う、ご期待!!である。

口頭弁論傍聴記

戸 莉 春 香



新得町 在住の帯
広柏葉高
校2年生、
戸莉春香
です。

身の周

りでは口内炎に悩む声が増えたことはもちろん、

原因不明の体調不良、家庭科の調理実習のサラダ

を食べて金属の味を感じる、など、被曝が疑われる

不可解な現象が次々と起きています。食品の産

地に気を遣わなければ、どこに住んでいてもあつ

という間に被曝してしまいます。周りの意識の無さに、いらだちさえ覚えます。

口頭弁論の日、私は高校の授業を休んで札幌へ

出向き、傍聴しました。

人間は一度失敗したら反省し、次からの行動を見直すのが当たり前であ

り、一度事故を起こしてひどい目に遭ったのだから

原発などやめるとい

のがまともな考えです。

私はそんな当たり前でも

とも意見にどう返して

くるのかと北電の反論を

楽しみにしていました。

活断層についての説明と意見陳述が終わって

よいよだ、と座りな

たとき、裁判長が口頭

弁論の終わりを告げ、

北電側の弁護士はそそく

と去って行きました。

まるで暖簾に腕押しで

私は腰が抜けて何が

かわけがわからぬま

ま、裁判所を後にしま

した。「北電の態度が

ひどいからがっかりす

るかも」とは聞いてい

ましたが、本当にがっ

かりしました。意見

陳述を聞くときの態

度や話すときの態度

が悪いのだらうと想像

していたのですが、

まさか一言も発する

ことなくやり過ぎ

すとは。小野有五先

生との会話で北電は

いつもこうである

ということを知り、

怒りがふつふつと

こみあげてきました。

北電の弁護士はお金

で雇われて格好だけ

分厚い書類をめくり、

ただそこに

いるだけなのだと感

じ、こちらに向かっ

て少し微笑んで退室

する彼らに腹が立ちまし

た。絶対に、このま

ま黙らせてま

「フクシマ集団疎開訴訟」の不当判決

共同代表 小野 有五

2013年4月24日、仙台高等裁判所で、「フクシマ集団疎開訴訟」の第二審の判決が出ました。2012年6月、郡山市の小・中学生14名が郡山市に「放射能の危険のない安全な場所」で勉強させてくれ、避難させてくれ」と訴えた裁判です。子どもたちの訴えは、昨年12月の福島地裁郡山支部に続き、今回も却下されました。裁判所は、年間1ミリシーベルトを超える放射線量が健康に悪影響を与えることは認めたとの、学校の外でも放射線を浴びているのだから、学校だけが子どもたちを被ばくさせているわけではない、危険と思うなら自主的に避難すればいい、学校には責任はないという判決を下しました。以下は、「フクシマ集団疎開訴訟」のホームページへの投書を簡略化したものです。これまでに海外46名を含め多くの投書があり、私は1889番目でした。私たちの訴訟にも大きな影響をもつ判決です。みんなで抗議しましょう！

【意見文】 子どもたちへの健康被害を認めながら、学校は疎開する必要がないとする矛盾した判決です。学校が疎開してくれないから、親も子どもたちも危険を知りながら現地にとどまらざるを得ないので、3人の裁判官がすべて男性であることも、判決には影響しているのではないでしょう。か。母親の立場、子どもの視点にたった判決ではありません。水俣病の患者さんたちの犠牲のうえにかちとった「予防原則」を、少なくとも司法は貫いてほしいです。私たちも、原発は人格権をおかすとして訴訟を起こしています。子どもたちの人格権を、高い放射線量でおかしながら、こうした判決を出したことに強い怒りを感じます。さらに問題なのは、この判決をまったく報道しない日本のマスコミです。ワシントン・ポスト紙などは、この裁判は国際的に注目されているとして、大きな記事をのせています。日本はすでに某国以上に報道規制されているようです。

福島事故から何も学ばなかった 大阪地裁裁判官に強く抗議する

1 大飯原発の再稼働を合法化できる法的枠組みは存在していない

全国の原発が原子力規制委員会の新たな安全基準に合格するまで、運転の再開が認められていない中で、政治的な判断の下で大飯原発3、4号機だけが再稼働を認められてきた。

大飯原発3、4号機について、規制委員会の判断はなされていない。同原発の運転を認めることができる法的な根拠はないと言っている。今回の司法判断は、他の原発には適用を放棄されているストレステスト基準について安全性に関する基準として合理性があるとしたが根本的な疑問がある。依拠できる国の専門機関による判断がないままで、事業者の主張に基づいて安全判断がなされたことに重大な疑問を提起せざるを得ない。

2 安全性の立証責任は被告電力会社にあった

決定は、「F-6破砕帯が活断層であることを認めるに足る事情は見当たらない。」「クリフエッジ（安全限界）」で

ある11・4メートルを超える大津波が襲来する可能性を認めるには足りない。」とする。

しかし、破砕帯に関しては規制委員会は今も結論を留保して調査を継続中である。司法機関としては、専門家の間で意見が分かれているような事項については、より安全サイドに立つて疑問が払拭されていない以上危険性があるという判断を示すべきであった。

このような姿勢の欠如こそが多くの原発裁判が提起されながら、司法が福島原発事故を防ぐことができなかった最大の問題点である。またしても、司法は次なる重大事故につながりかねない重大な誤りを犯したといわざるを得ない。

3 制御棒挿入時間について

決定は「本件発電所において制御棒挿入時間につき許容値を2・2秒とする定めはなく、2・2秒は、安全解析評価上の観点から設定された時間であり、安全性に対しては一応の評価の目安となる時間にすぎず、これを超えたとしても直ちに具体的危険性が肯定されるものではない。また、

3連動の地震が生じたとしても、制御棒挿入時間が2・2秒を超えると認めるには足りない。仮に制御棒挿入時間が2・39秒であるとしても、具体的危険性があると認めるには足りない。」とする。

しかし、許容値を超えれば、安全性を維持することが困難となる。これを超えても危険性が肯定されないという判示は、許容値のもつ重要な安全上の意義を無視した危険な考え方である。このような判断を行っていたのでは、次の重大事故を防ぐことはできない

4 私たちは全国の法廷で市民の生命と安全を守るために闘い続ける

今回の決定は3・11後の原発の安全性の実体をめぐる最初の司法判断であった。ここで、正しい判断が示されなかったことは残念であるが、脱原発弁護団全国連絡会は、このような不当な判断に怯むことなく、司法による原発運転停止の判断を勝ち取り、全国の法廷で市民の生命と安全を守るために闘い続けていくことを宣言する。

2013年4月16日

脱原発弁護団全国連絡会

共同代表 河合弘之

同 海渡雄一

◎ 〈泊原発〉の問題は何か—— 読書会報告 ◎

3回の読書会を振り返って

初めての読書会は2月21日、クリスチャンセンターの喫茶室で常田益代副団長を講師に開かれました。大雪で交通機関が不通になるなどの悪天候の中で



13人の参加でした。2回目は、3月22日、同じ会場で、市川守弘弁護士団長を講師に15人の参加（事務局5人と竹村副団長を含む）で、それぞれの自己紹介と、ハイロ訴訟の今後の展開はどうなるのか？などの質問で、反原発の思いを皆で共有しました。

「何度、口頭弁論を傍聴しても、裁判がどんなふうに進んでいくのかまったく分からない」と会員から指摘がありました。

また「弁護士からきちんとした説明が欲しい」という意見が出されました。

市川弁護士から、「今後は会員にわかりやすく伝える努力をしたい」という回答がありました。

それぞれの反原発の運動の歴史が語られ、原発がなくても私たちの生活は大丈夫だし、豊かな大地と海を守るために、小さな集まりをたくさん開いて伝えて行こうと話合いました。

読書会というよりは、今後どんなふうに運動を進めていくのか？という問いかけのある交流会でした。

3回目は4月15日、口頭弁論前の1時間を使っただ読書会は高教組センターで、常田益代さんがお話されました。

（事務局・樋口みな子）

第1回 読書会

第1回読書会が2月21日、『泊原発の問題は何か』の執筆者の一人、常田益代さんを囲んで行われました。クリスチャンセンター喫茶室で、コーヒー片手に和らいだ雰囲気の中、お話は始まりました。

「女性の立場から書いてはどうか」と、執筆依頼時に言われたがお断りし、一人の人間として冷静かつ客観的に動かし難い真理を書こうと思い、倫理的視点から問題に迫ってみたそうです。人権、命の尊重など普遍の真理を基準にすれば、それを侵害する原発を動かすことは、およそ出来ないはずだからです。裁判で人格権について争う意味もそこにあると思うと語り、『シアトル首長のスピーチ』1854を引用しました。この中で、強制移住を余儀なくされたアメリカ・インディアンの酋長シアトルは大統領F・ピアスに向けて、人間も大地の一部であるから「～子供たちのために、大地を守り大地を慈しんでほしい。」と静かに訴えています。近代文明が置き去りにしてきたものが何か、気づかされます。

この日は偶然にも参加者2人が新聞の、近藤駿介原子力委員会委員長のインタビュー記事の切抜きを持ってきていて、13人で回し読みしました。〈放射能は減っていくから、放射性物質はヒ素の毒性に比べれば問題ではない〉という近藤発言に、皆、驚くやら呆れるやら。酋長シアトルの悲しみが察せられます。

最後に沖縄出身の参加者から、今や米軍基地が「アイデンティティ」になっている子供の話があり、「犠牲のシステム」の根深さを改めて知りました。

（事務局・千田素子）

第3回 読書会

3回目の読書会は、4月15日第5回口頭弁論の日に、午前11時から、高教組センター4階会議室で開かれました。

参加者53人の熱気の中、『泊原発の問題は何か』第2章執筆者常田益代さんが、講演形式で「廃炉に向けて、今出来ることを共に考えたい」と、話されました。（以下、概略です）

廃炉への流れが、安倍政権のもとで、見直し（白紙撤回）されている。報道の言葉を鵜呑みにせず、自分の言葉に置きかえて考える用心をしたい。

原発は、燃料製造や工事の従事者に犠牲を強いる。



運転中も廃炉作業中も廃炉後の10万年先までも、生物や人に害を及ぼす。原発は、コストも高く、危険、効率も悪いと知れた。原発神話は

崩れ去った。

人として、「核エネルギー発電」を、これ以上続けることは許されない。廃炉を実現し、私たちが祖先から受け取ったように、後の世の人に、豊かで安全な自然を手渡したい。

廃炉にする為に、代替発電方法が必要だが、従来の再生可能エネルギー発電に加えて、日本は、地熱や波力を利用の発電方法を開発できる「技術」を持っている。

地域単位の小規模発電や、自家発電で電気を作れる。節電でこの冬も乗り越えた。まだ、節電の余地はある。

原発なしで暮らせることを証明し、「原発を廃炉に」と声を挙げ続ける。

会場は、お話に引き込まれました。次いで、4団体から活動報告がありました。口頭弁論の時間が迫り、意見交流はできませんでした。

（事務局・堀田真知子）

☆「福島 六ヶ所 未来への伝言」上映会 ☆

上映会に想う



島田 恵 監督

映画は青森の核実験場化と核廃棄物のゴミ置場と化している現状を、見ている私達に伝えていました。そして、福島原発事故と、以後の避難者や漁民の暮らしを知ることができました。東京に避難した若いお母さん達の語る顔は、笑顔でも眼からは涙があふれていて。放射線の影響で外で遊べない子供達。いつ帰れるか分からないふる里福島。捕った高放射能の魚を海に捨てる漁師。

写真家の島田恵さんが映像に残そうと、2011年2月から撮影が始まったこの映画は、青森の人々と核燃施設造りの関係を記録に残したい思いの動機からでした。この映画からは、親子兄弟が賛成・反対の相反する対立状況の現状を超えて、本当はお金と権力が行った、本当に酷い青森で行われたことを記録に残したい思いが、見ている私達に伝わる映像でした。島田さんの撮った映像には、2002年まで12年間を六ヶ所村に居住した、現地の方々が心を許す関係の様子も映っていました。

北海道に住む私達には知り得ない、青森と福島の現地の状況が手に取る様に分かる上映会でした。島田さんが1986年チェリノブイリ事故と六ヶ所から始めた写真や映像を通じての脱原発と、私達が3月11日以降に行っている泊原発廃炉の活動が重なる上映会でした。（事務局・小山健二）

上映会に400人が来場

福島の事故から2年を前の3月9日に教育文化会館で上映会を開きました。ドキュメンタリー映画「福島 六ヶ所 未来への伝言」です。監督の島田恵さんは「福島や六ヶ所の人たちの体験を共有することで、日本に暮らす私たち一人ひとりがこの問題をどう引き受けていくのか、この映画がそのメッセージとなり、未来への伝言となることを願っています」と語りました。

当日は悪天候にもかかわらず、3回の上映で400人近くの来場がありました。

アンケートが過去最高168枚回収されました。映画への感動した思いが多く寄せられました。一部紹介します。「海や山の自然があったら、何とかなると語った漁師のことばが心に残ります。原発をなくすために、何としてもあきらめず、私たちは互いに手を組み、行動しなければと改めて思いました」「六ヶ所の漁師一家の長い反核運動を知って、涙があふれた。頑張って生き続けてきたご一家の悔しさに泊を止められなかったあの時の運動がダブリました。素晴らしいドキュメンタリーでした。」「映画を楽しみにしていました。私も百姓です。田植えをする姿に胸が締め付けられる想いでした。」「福島の人たちが思っていることが聴けて良かった。原発は多くの人を困らせたんだということが改めてわかりました。11歳」「女性の視点から生命の大切さを描いており、感動しました。加藤登紀子の挿入歌も良かった。」などです。（事務局・樋口みな子）



十勝講演会に 参加して

原発の問題は、ともすれば科学や技術の問題と捉えがちだが、今回の常田先生のご講演は、その最も基本である人間の命の尊厳、大自然と人間の命の尊厳、人間との関わりといった問題＝倫理の視点から捉えたものであり素晴らしいものであった。「自然を侮るなかれ、人間は自然をコントロールできない」という言葉から始められ、原発は原爆と一体の技術でありながら別物として、しかもその悪魔性を「平和利用」という言葉で巧妙に隠蔽し、安全な技術、経済発展のエネルギーとして育てられてきた事を説明された。しかしながら福島第1原発の事故により、これまで信じられてきた原発の安全や信頼は脆くも崩れ去った。私達は



この事故によって、これまで依って立ってきたものの本質が何であつたのかをもう一度しっかりと

見極めなければならぬ。原発の存在やその事故によって失われるもの、そして私達が責任を負いきれずに何の責任も無い子どもたちに託さざるを得ない負の遺産とは何か。それを考える時、単に技術的に不十分であったとか、新たな技術開発によって安全を確保するという考えの浅はかさ

に気付く。福島原発の惨事を見てすぐさま脱原発を決定したドイツの勇気を称えるものである。世界は今、核開発を進める事によってその存在感を強めようとする国が後を絶たない。私達は自分達が生み出した技術によって自らの生存の基盤である地球全体が放射能によって汚染されてゆくのを臍を咬む思いで見つめている。常田先生はアメリカ大陸の先住民の言葉を引用して、命を育む大地が失われつつある事に警鐘を鳴らしておられる。「自分で考え自分で判断する」「自分の価値観で責任をもって生活する」事の大切さを強調し、言葉のレトリックに惑わされるなと結ばれた。今、我々日本人に最も必要とされる事はこのような倫理観である。（十勝連絡会・帯広・尾関敏明）

お知らせ

◆ 脱原発サウンドデモ

日時：5月19日（日）13：00～
6月23日（日）11：00～
集合場所：大通公園西3丁目

にぎやかな音楽に乗って沿道の人々に脱原発のメッセージを伝えます。誰でも参加できます。泊原発の廃炉をめざす会事務局有志が「泊原発を廃炉に！」の幟を持って参加しますので、一緒に歩きましょう。デモコースは1時間～1時間半と長めですので、歩きやすい靴でご参加ください。

主催：北海道反原発連合

◆ ぼくとわたしの未来行進
—原発のないきれいな地球
(いのち)のために

日時：5月12日（日）
12：00オープニング
(みんなで横断幕をつくろう、ほか)
13：00開会
(斉藤武一さん紙芝居ほか)
14：00パレード開始
集合場所：大通公園西6丁目
参加無料
主催：ぼくとわたしの未来行進
実行委員会 当会賛同

日頃はデモに参加する機会をもちにくいファミリー層にも、脱原発の思いを声にしてもらいたいという願いから企画されたパレードです。パレードの時間も子供の体力を考えて短めに設定されています。お客様の手をひいて、もちろん大人だけでも、ぜひご参加ください。手作りプラカード、楽器、仮装、庭の花の花束、なんでも歓迎です。

◆ 原発事故から3年目のフクシマ
—本田雅和さん講演会

日時：5月18日（土）14：30～16：30
(14：00開場)
会場：北海道クリスチャンセンター2階ホール
札幌市北区北7条西6丁目
資料代：500円
主催：当会



原発事故から2年が過ぎました。が、東電の杜撰な体質は相変わらず。汚染水漏れや仮設配電盤が原因の「ネズミ停電」。本当に収束できるのだろうかと不安が募ります。本田雅和さんは、朝日新聞社夕張支局長などを歴任。北海道支社から福島総局に移って2年目。この間、原発や避難問題取材し続けてきた福島の＜今＞を語って下します。是非ご来場ください。

◆ 次回口頭弁論

日時：7月29日（月）14:00～ 場所：札幌地方裁判所 集合：12:50（大通公園西11丁目）
詳細はメールや葉書でお知らせします。

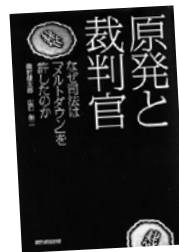
本の紹介

原発と裁判官

なぜ司法は「メルトダウン」を許したのか

機村健太郎・山口栄二著

朝日新聞出版
1,300円＋税



朝日新聞記者が、これまでに原発訴訟に関与した裁判官に対して行ったインタビューなどをまとめたのが本書です。

これまでの日本の原発訴訟において、裁判官はどう考え、どう判断してきたのかを、元当事者たちへのインタビューによって検証しています。私も泊原発の廃炉訴訟の原告で、何度か口頭弁論の傍聴をしましたが、原告団の弁護士が一方的に北電を追及するばかりで、北電側の意見陳述がないのがびっくりしました。裁判から1年半。泊原発訴訟は現在のところ動きはありません。裁判官は原発にどう向き合ってきたのか関心を持って読みました。

志賀原発二号機訴訟

で、当時の裁判長であった井戸謙一さんは「原発のような危険な施設を扱っている電力会社としては、多くの地震学者が集まって調査した結果、M7・6の地震がありうる」と言うのであれば「念のためそれを前提とした耐震設計をしましょう」という謙虚な姿勢になって当然だと思うんです。ところが、政府の地震調査委員会の分析の方が間違っている、自分たちが正しい、と主張する。甘い想定で「安全だ、安全だ」と声高に言っても裁判官はそれに乗るわけにはいきません。そのこと自体が、電力会社の姿勢として、いかがなものかと思いましたが、語っています。この裁判では個人の生命や健康に関わる「人格権」がそれとも「公共の利益」かが問われました。井戸さんは「チェルノブイリ級の事故が想定できる以上は、住民が甘んじて受け入れられる限度には収まらない。生命・身体というのは何ものにも代えられない価値ですから、それを犠牲にしてまで守る公共の利益はありません」と明快に答えています。その後の高裁で逆転敗訴。福島の

原発事故が起きたのはその半年後でした。動燃・もんじゅ訴訟では、当時の裁判長、川崎和夫さんが、原子力安全専門審査会委員会の審査の甘さを指摘。20年に及ぶ訴訟で、「高速増殖炉『もんじゅ』に係る原子炉設置許可処分は無効である」と言い渡したのである。しかし、その後の最高裁ではこの判決が控訴棄却となり、くつがえされます。

住民敗訴の事件を担当した裁判官のインタビューでは、女川原発の上告審を担当した元原利文元最高裁判事が「事件の詳細はよく記憶していません」「2件の原発訴訟についても審議した記憶はありませんからおそらく調査官の意見通りに『上告棄却』となったケースだろうと思います」と述べています。この発言には怒りを覚えました。原告側の、調査、研究してきたことが生かされないのならば空しいです。今回の福島原発事故が、裁判を変えていくことに期待をしたい。

泊原発廃炉訴訟が裁判官を変えていくパイオニアでありたいです。

(樋口みな子)